

収入に関する書類の提出ができない方のみ、この書類を提出してください。

## 収入に関する申立書

私は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しましたが、収入に関する書類の提出が困難であることから、収入状況について申立書を提出します。

任意の1か月の収入状況	令和4年 月の収入は、月額 円です。
収入額が確認できる根拠資料の提出が困難な理由 (該当するものにチェック ( <input checked="" type="checkbox"/> )してください。	<input type="checkbox"/> 給与が現金払いで、給与明細を勤務先からもらうことができないため <input type="checkbox"/> 求職活動を行っているが、求職先が見つからないため <input type="checkbox"/> 請負や日雇いの仕事を失ったため <input type="checkbox"/> 自営業を休業したため <input type="checkbox"/> その他 [ ]

【誓約・同意事項】 ※すべての事項を確認し、にチェック () をしてください。

以下のすべての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 支援金の支給後、本申立書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支援金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、支援金を返還します。
- ② 本支援金は、予期せず家計が急変し、収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、「予期せず家計が急変」とは、「定年退職」による収入の減少や「年金」が支給されない月、事業活動に「季節性」があるもの、通常収入が得られない月の収入など、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかである場合は「予期せず家計が急変」に該当しません。なお、不法行為に起因する収入の減少も「予期せず家計が急変」に該当しません。「予期せず家計が急変」に該当しないにも関わらず、支援金の申請を行うことは不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処される場合があります。
- ③ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を受給した世帯に属していた者ではありません。また、今回の支援金支給後に受給していたことが判明した場合は支援金を返還します。

上記申立て事項に相違ありません。

田川市長 殿

令和 年 月 日

申立者氏名 (自署)

生年月日

住 所

電話番号

※日中連絡が可能な電話番号